

本日の本工業革命論を讀め

# 労働界

（明治三十年）通信省認可

明 治 三 十 一 年 九 月 十 五 日 第 二 十 二 號 二 錢

## 労働世界

●現政府には望む可からざる。  
●日露戦争に忍む  
●工場法案●輸入超過●日露合社の大  
●革命●世界の平和●憲法改正案●王子親統の  
●重役選解職●板垣伯の社会改良派●食民調査  
●時事評●ウエーリ●岩崎夫博士●スイス國の  
●軍靴實行●英國の労働者賠償法●ヒスマツの  
●新式●巧の社会主義

### 労働世界

●不平篇  
●論  
●日本下の潮流に挿せ  
●日本下の工業革命  
●ナルデン

#### 現政府には望む可からざるか

日本の労働者は國民にして國民にあらず。如何となれば彼等國民の權利を有せず。干戈を執つて兵役に従事し國家を防禦し國を爲す。然り而して國家は之を我々の義務として爲さざる。我々労働者をして國民として人類として最も貴重なるものとして法の事に參與せしめず。憲法は汝等労働者は國家最重の立法參政權を與へずと言はず。然れども實際我々労働者は國家の財產納税と鐵欄の外に放逐せられたり。而して國家の代表者と稱する者どもか種々なる法律制定を爲し、國家の重荷を担ひ掛け、尙ほ之を以て我々を遂げん爲めに彼等にも適當なる法律制定を取り飽く所なき者の如し。見よ何々獎勵と稱する大の財を成る一部分の人々に惠與するは皆我々労働者一の快樂を奪脱せり。我々農業労働者が地主の腰に鞭を拂ひ、物價騰貴の際僅かに穀類を炭飯汁に依て潤酒を搾へ三六十五日苦役労働の疲勞を忘れんと彼等の最上の期望なり又生命なるものを只地主の腰に刺さるるなり。今亦一般労働者を若しめんとして酒、砂糖なる税を附加して以て一時地主の氣權を取り亦其の自願。憲政黨は藩閥政府を破壊して立ち漸來一の反對黨となし然中に在り二十年の宿望なる自由民政を行ふて國民を愚勞と進

●寄書  
●阿波の弊  
●組合案報  
●鐵工の一大共働店  
●本工組合さんさす●橋須  
●買渡工組合の副幹事●即成會と野田外事件

●時事評件  
●大隈總理大臣の社会改良意見

●英文欄

○團結は勢力なり

○労働は神聖なり

# 労働組合 機関紙の 世界



会期：2023年11月29日(水)～2024年2月16日(金)

時間：毎週平日9時30分～17時00分

場所：労働政策研究・研修機構 労働図書館 閲覧室